

平成25年11月 8 日
午前10時00分開会
於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（17名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	13番	小坂井 実
14番	佐 藤 高 清	15番	佐 藤 博
16番	武 田 正 樹	17番	伊 藤 正 信
18番	大 原 功		

2．欠席議員は次のとおりである（1名）

12番 山 口 敏 子

3．会議録署名議員

11番 炭 竈 ふく代 13番 小坂井 実

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	山 田 英 夫	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総 務 部 次 長 兼 防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	服 部 誠
民 生 部 次 長 兼 福 祉 課 長	前 野 幸 代	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳	開 発 部 次 長 兼 下 水 道 課 長	三 輪 眞 士
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦	教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	八 木 春 美
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博	財 政 課 長	石 田 裕 幸
秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	税 務 課 長	伊 藤 好 彦

収 納 課 長	山 守 修	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	平 野 進
十 四 山 支 所 長	花 井 明 弘	保 険 年 金 課 長	平 野 宗 治
環 境 課 長	鈴 木 浩 二	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	佐 野 隆
児 童 課 長	渡 辺 秀 樹	農 政 課 長	半 田 安 利
土 木 課 長	橋 村 正 則	都 市 計 画 課 長	竹 川 彰
学 校 教 育 課 長	立 松 則 明	図 書 館 長	奥 田 和 彦

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 邦 夫	書 記	佐 野 智 雄
書 記	浅 野 克 教		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第48号 工事請負契約の締結について
日程第 4	議案第49号 損害賠償の額の決定及び訴訟上の和解について
日程第 5	議案第50号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時15分 開会

- 議長（佐藤高清君） ただいまより平成25年第1回弥富市議会臨時会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第1回弥富市議会臨時会の会期を、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕  
○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第49号 損害賠償の額の決定及び訴訟上の和解について

日程第5 議案第50号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

- 議長（佐藤高清君） 日程第3、議案第48号から日程第5、議案第50号まで、以上3件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。
本日提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、予算関係議案1件でございます。
まして、その概要について御説明申し上げます。

議案第48号工事請負契約の締結につきましては、新白鳥保育所整備工事を施行するに当たり、請負契約金額7億1,496万円で工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第49号損害賠償の額の決定及び訴訟上の和解につきましては、市において損害賠償義務が発生し、当該損害賠償の額の決定及び訴訟上の和解をすることについて協議が調

ったので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ258万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億9,250万8,000円とするものであります。歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、弁護士謝礼158万9,000円、賠償金100万円であります。これらに対します歳入といたしましては、財政調整基金繰入金45万2,000円、全国町村会総合賠償補償保険として、その他の諸収入213万7,000円を増額計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、佐藤総務部長。

- 総務部長（佐藤勝義君） 議案第48号工事請負契約の締結について説明申し上げます。

議案に記載のとおり、1．工事名、新白鳥保育所整備工事。2．工事場所、弥富市前ヶ平一丁目地内。3．請負契約金額、7億1,496万円。4．請負契約者、佐藤・大栄特定建設工事共同企業体。5．契約の方法、1名の一般競争入札でございます。

以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 次に、服部教育部長。

- 教育部長（服部忠昭君） 議案第49号損害賠償の額の決定及び訴訟上の和解について御説明いたします。

- 1．事件名、名古屋地方裁判所平成24年（ワ）第3096号、損害賠償請求事件。
- 2．原告、住所、氏名につきましては、個人情報のため申し上げられません。
- 3．損害賠償の額その他の和解条項。

(1)原告は、被告弥富市との間の災害共済給付契約に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付金として金82万円及び被告弥富市からの既払金として金3万6,577円の合計金85万6,577円を受領したことを確認する。

(2)被告弥富市は、原告に対し、前項の既払金85万6,577円のほかに本件和解金として、金100万円の支払義務があることを認め、これを平成25年12月10日に限り、原告指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告弥富市の負担とする。

(3)被告弥富市は、原告に対し、原告が、高校受験を控えた時期に、肉体的苦痛だけでなく学生生活に支障を来すほどの精神的苦痛を学校内で負ったことや本件学校内事故により傷害を負ったことなど本件に関し、遺憾の意を表明するとともに、今後、学校内事故の発生を

防止する対策について前向きに取り組むことを約束する。

(4)原告は、その余の請求を放棄する。

(5)原告及び被告弥富市は、原告と被告弥富市との間には、本件について、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6)訴訟費用は各自の負担とする。

4．事件の概要。

平成21年8月20日、夏休みの出校日に生徒が除草作業を終え、次の学級活動が始まる前の教室内で、同級生の被告4名が原告の筆箱を、いたずらで投げて遊んでいたときに、掃除道具入れとカーテンとの間にひっかかった。それを、原告と被告の1名が取ろうとしたときに接触して、その反動で原告がガラスにぶつかり、割れたガラスで右腕に神経損傷（右尺骨神経損傷）する深い傷を負った。

平成24年7月9日、原告は市と被告4名に後遺障害と安全配慮義務違反の損害賠償請求を提訴した。以上です。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番、佐藤博。

一括提案をされておりますので、議案第49号と議案第50号の2点にわたりまして、質問をしたいと思います。

まず最初に、きょう始めてこのいろいろの着手金とか報酬の計算方式等、特にこれは弁護士に対するもの、それから和解金等説明があったわけでありましたが、これは非常に重要な問題でありますので、わかりやすく議事録にもとどめ、そして市民にも理解をしていただくという、そういう観点から質問をしたいと思います。

まず、こういうような訴訟問題については、大きく分けて2種類あるわけであります。損害賠償ということで、1つにはこういう訴訟事件が起こるものもあります。今回は、これが1つであります。

それから、2点目の補正予算の中においては、市民のために市税の無駄遣いを戒めるという意味から訴訟が起こっておるという、こういうものもあるわけであります。そこでまず最初に、この和解問題について、例えばこの中で支払われた額は、直接市が支払うもの、あるいはまた加害者になった人たちが支払うもの、それから保険で支払われるもの、これがあるわけでありましたが、保険の場合でもこれは保険という掛金を掛けておることから公金の一部であります。そういう点で、まず和解金とそれから要した経費、特に治療費とかいろいろのものに要した経費と弁護士費用、着手金から成功報酬まで全てものを3つに分けて合計金額を明らかに、ひとつしていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、佐藤博議員の弁護士報酬及び裁判に要した費用について、まず御説明させていただきます。

まず、着手金でございますが、こちらにつきましては、既に平成24年に済んでおりますが、着手金の支払い計算方法につきましては、お手元のほうにも資料がございますが、そちらのほうを参考にさせていただけると……。

○15番（佐藤 博君） ちょっと途中だけど、合計額だけでよろしい。

○教育部長（服部忠昭君） 着手金につきましては、計算上は、今回……。

○15番（佐藤 博君） 合計額でいいです。弁護士に要した費用は幾らかということです。

○教育部長（服部忠昭君） 弁護士に要した費用につきましては、合計お支払いするものにつきましては232万3,267円でございます。和解金と成功報酬、合計の金額でございます。実費も含めた金額でございます。

○15番（佐藤 博君） 和解金。

○教育部長（服部忠昭君） 和解金につきましては100万円でございます。

○15番（佐藤 博君） それから、要した費用。

○教育部長（服部忠昭君） 治療に要した費用につきましては35万6,000円、36万5,000円等が実際保険のほうでお支払いしている金額でございます。本人には3万6,577円が行っておりますので、36万5,777円が治療に要した費用でございます。

○15番（佐藤 博君） ちょっと僕の質問の仕方が悪かったかなあ。

合計額だけでいいの、何に幾らでなくて。細かいやつはここに出ておるから、これの合計額でいいです。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今回の裁判で支払うものと、それから既に支払ったもの、それと弁護士費用合わせてトータルで417万9,844円となっております。うち、これは質問にございせんけど、保険等で負担していただくのが383万3,834円。最終的に市が負担するのは34万6,010円ということになっております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 問題は、和解金は100万円で済んだと。2,171万何がしかというような請求があったわけでありますが、和解金は100万で済んだと。それから、要した経費というのは治療費等でありますが、弁護士費用が全てで232万と。しかもこれは弁護士費用も市は顧問弁護士ということで、毎年それなりの顧問料も払っておると、こういう中でこういう事件が発生したと。そのために、市はこれだけの費用を要したと。和解金よりも弁護士費用が倍以上かかっていると。こういうのは一般市民がこれを聞かれたら何をやっておるんだと

というような非常に不信感が私は沸いてくると思うんです。そういうことになると、例えばこの問題の監督責任の問題とか、あるいは今後の対策とか、こういうものはどうあるべきかということが問われると思うんです。この点について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回の訴訟、そして事件ということに對しましては、私ども弥富市立という状況の十四山中学校の中で起きたということに對して、行政の責任は非常に重いものがあるというふうに思っております。ふだんから生徒、あるいは児童に対する教育ということにつきましては、最近での社会現象下であるいじめという問題についても、教師、そして保護者の方にもそういうことのないようにということの中で、毎日の授業、あるいは懇談会の中でお話をさせていただいているところでございます。今回を一つの大きな教訓といたしまして、二度とこのような事件・事故がないように、我々としては行政、教育委員会、そして学校、それぞれの立場でもう一度このことを真摯に受けとめて対応していきたくというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） この訴訟問題は、一つには、私は大津の事件があって何か駆け込みで起こされたような降って湧いたような訴訟事件に感じられるわけではありません。事件が起こってから3年近い経過が過ぎた中で起こったということで、ある意味においては、不可抗力とまでは行きませんが、監督責任等は問われるわけでありますけれども、そういう問題であったということで、これはある意味においてはいたし方がなかったと。ただし、いたし方がなかったけれども、かかった費用については、非常に問題を残した事件だったと。特にこういう和解金は100万で済んだけれども、弁護士費用はその倍以上かかった。こういう点については、やはりこれから市民の立場に立って税金を有効に活用する意味からすると、無駄遣いはしないという観点からすると、これは大変重要な問題であったということを私は申し上げておきたいと思うわけであります。そういうことで、これについては、今後の対策をしっかりと考えて、こういう事件が二度と起こらないようにしていくと、こういうことをお互いにみんなが確認をすることが必要だとこのように思っております。

続いて2点目に、この弁護士費用について158万9,000円の報償費が組まれておりますが、その中の31万5,000円というのは、これは今回の住民の監査請求、これが大変不手際であったと私はそういうふうに考えておるわけであります。そのためにこういうことが起こりました。しかもその原因たるや、私は市長のもう少し前からきちとした用地交渉等を真面目に一つずつ済ませていっておればこのようなことにはならなかったと思うわけであります。そういう点で、私は市当局の責任、特に市長の責任は非常に重大なものがあったと。しかも、

そういうことが起こり得た、また議会もそういうものに賛成をしてしまったということも、これは議会機能として私は非常に重要な責任があると、こういうふうに私は考えております。しかも、今回私が6月の議会でも、あるいはまた9月の議会でもできるだけこういう問題については、もうちょっと時間をかけるなり、方法を考えるなりして対応をきちっとすべきではないかと、こういうことを申し上げたんだけど、なかなか私のそういう提言というか、そういうものが市長側には受け入れられなかった。そのことも、こういうことが起こった一つの原因でもあるわけです。しかも、そこで今回、市当局は31万5,000円という大金を着金として弁護士に支払わなきゃならんと。しかも、この原告の人たち、これは別にこの訴訟を起こしたってこの原告の人たちは何も徳をするわけじゃないんです。あえて言えば、市民のためにこういうような市税の無駄遣いを戒めると、こういう意味からやっておられるわけでありまして。しかも、その弁護士費用等はみんな原告者が負担をし合って、そして、またこれを支援しておる人たち、こういう人たちがお互いに支え合ってやっておるんです。それを受けて立つ市側は、公費で弁護士費用を充てていく。大変これは、市民として私は理解のしがたいことであります。その上、原告者の人は、みんな市長の最初の選挙のときの支援をした人たちです。しかし、今になってみると、そうした支援をした人たちの期待に応えていないという、そういうことから今回は起こった訴訟事件であるということを私は皆さんにきちっと確認をしていくことが必要だと、こういうふうに思っております。

細かい、具体的な問題等については、私は12月議会でもう一度、9月議会でもただしたけれども、なかなかまともな答弁がなかったので、12月議会では市民にも理解をしていただくために、きちっとやっていきたいと思いますが、そういうような経過、現状、そういうものに対して市長はどのように考えておられるか、その点を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、佐藤議員のほうから、るるいろいろとお話を伺うわけでございますが、お話はお話としてしっかりと受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

今回の住民訴訟ということに対しては、物件移転補償費、あるいは土地購入費ということに対する指しどめ請求ということになってきております。また、そういった形の中で、弥富市という形の中で訴えられておるわけでございます。まさに行政訴訟という形で受けとめさせていただいておりますので、それはそのルールに従って、私どもといたしましては、この原告の訴訟に対して、しっかりと受けとめ、これからの裁判の中で具体的に明らかにしていきたいというふうに思っております。その間、私どもとしては、代理人といたしまして、弥富市の顧問弁護士であります錦総合法律事務所、福島弁護士を中心といたしまして、この案件につきましてはお願いをしていくということでございます。それは、その案件に対しまし

ては、その裁判費用に対する着手金というのは一つの制度に基づいた形で算出をさせていた
だいた着手金でございますので、御理解をいただきたいと思います。その着手金についての
具体的な、なぜ31万5,000円になったかということについて御説明をしなきゃならないと思
いますので、その件につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今回の住民訴訟におきましては、差し止め請求でございますので、
着手金の算定の基礎となる訴額というものが算定不能であるという中で、そうした場合は
800万円というふうに決めまして、標準の着手金を計算するという方法でやります。そうす
ると、先ほどの教育関係の計算式と同じ計算式を使いますと、51万4,500円という金額が出
るわけでございます。これで、これを基礎にして30%の範囲内で増減することがあるという
中で、そうするとこの51万4,500円に30%を減額する、つまり7掛けしますと、最低基準と
して36万150円という数字が出るわけでございますが、弥富市の顧問弁護士をやっていた
いているという関係で、この36万150円をさらに低くしていただいて31万5,000円という形で
お願いできるという形でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 着手金の計算方式は、別にここで問おうとはしておりませんけれど
も、こういうような住民の行政訴訟が起こり得たということに対する市長の責任というのは
極めて重要である。そういうことを私は申し上げて、12月議会で明らかにしていこうと思
いますので、以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方ありませんか。

三宮十五郎議員。

○5番（三宮十五郎君） 5番。

私は、今上程されております案件につきましては、さきの9月議会でも、既に住民からの
請求を起こしている皆さんも含めて、あるいは当事者の関係の皆さんに対しても市長として
も、市としても全力を尽くして市の方針を理解していただく、あるいはいただける方法を模
索していただきたいということを求めてまいりましたし、市長も趣旨的にはそういう努力を
重ねていきたいという内容のお話だったと思いますが、結局こういう形になっております。
先ほども、議会運営委員会でも少しお話お尋ねをしましたが、もともと本件につきましては
6月の補正予算の段階で、この予算については25年度中にはその状況からいって執行できな
いということは明らかであります。もともと県に、建築基準法に基づく認可をいただく場
合には、その大前提は、実際に実行できる予算、確実に執行できる手だてもとって申請をし
て審査をしていただくと、こういうふうになっているというふうに私は、この法律に基づく

諸手続は、そういうふうに理解をしておりまして、先ほど当然認可がいただければ、これは繰越明許で継続的に執行するものだということで進めていきたいというふうに市長のほうから御説明もございましたが、実際の状況はかなり厳しい状況ではないかと。場合によっては使わないこともあるんじゃないかというふうな御説明が行われましたが、やはり市長として議会との関係からいっても、あるいは予算の継続性、あるいはこの法律に基づく制度、手続、こういうことからいって使わないということを前提にして対応がされてきたことから、結局監査委員もこの問題については、使わないものについては審査する必要はないという決定をされたわけでありますが、実際に事柄の性質からいって、そういうものでは本来あってはならないというふうに思いますが、その辺について、改めて市長は今後どういうふうに対応されていくのかということを確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず6月議会で、全員協議会だったと思うんですが、三宮議員からの念押しがあったというのは記憶があります。その中で、もともと使いたいんだけど、スケジュール的には間に合わないだろうという答弁をさせていただいたと思っております。それで、使えない場合は、不用額として最終的には、再度当初予算にさせてほしいという話があったんですが、今の繰越明許とかそういった話は後から出てきたわけでありまして、予算の継続性という点から言えば、3月議会で繰越明許として使えない場合、上げさせて補正をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） したがいまして、市側が今言ったような対応をされてきたこともあって、監査委員としては、これはそういう使えないもの、使わないものという判断で却下をされていますよね。そこが争いになっている以上、私はこの争いが市にとって決して有利に運ぶかどうかということに大変心配をしております。しかも、議会としての議決の権限に加えて、住民に対しては、当然1市民として住民監査請求をして、そしてみずから市民の財産や権利を守るという権利が保障されておって、それに基づく訴訟でございますので、今のような、やはり本来制度的にいつて執行するということの大前提にした予算、あるいは議決であったということを考えると、そこがそういう形で、今さらに混乱している。ここはやはり裁判で決着をさせるということだけじゃなくて、9月議会のときにも申し上げ、市側もあらゆる努力を図っていききたいというような、そういう趣旨が述べられましたが、本当に市民にとって最もベターな方法を打開していくという努力を、裁判の結果を待たずに続けていくということも含めてお考えいただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回、6月の補正のときに物件移転補償費、並びに土地購入費という形の中で補正予算を組ませていただき、そのときに三宮議員におかれましては、決して庁舎においては華美な庁舎をつくるのではない、いわゆる建築費については、しっかりと精査をした上でのという形の中での、そういう大きな考え方のもとで、私はこの補正予算に対しては反対をされたというようにも理解をしているところでございます。そうした形の中で、我々は物件移転補償費、あるいは土地購入費につきましては、今まで議会の中で詳細にわたりまして説明をしてまいりました。そういう状況の中で御理解をいただいたということの中で、6月議会の補正は議決をいただき、その議会の議決という裁量権は非常に大きいだろうというふうに私も思っております。先ほど副市長のほうから6月議会での今後のスケジュールの中において、執行できないという状況の中での問題で、今後は予算の継続性あるわけでございますけれども、裁判の場に事が移りましたので、私はこの中で市の正当性ということを訴えていきたいというふうに思っているところでございます。そうした形の中において、これからも県とのさまざまな事務事業は継続していきたいというふうに思っております。また、私ども行政がその庁舎の建設の問題に対して、さまざまな課題もあるわけでございますけれども、その課題につきましてもしっかりと精査をしていきたいというふうに思っております。今は、現状の皆様方に御提案申し上げました基本計画、基本構想、基本計画の中で、そして今後は実施計画という中で、粛々と進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 基本的に裁判での争いの中で、法廷で決着をつけていくというような御趣旨の今御答弁だったと思いますが、やはり私どもが服部市長に期待をしたのは、市民の声を本当に、選挙の最初に選挙に出られたときにはよく聞かれて、私たちの声に耳を傾けていただくと、そういう期待が市民の間に非常に強くありまして、やはりだんだん市民の声が、あるいは職員の声が市政に反映されていない状態を変えてほしいという皆さんの強い期待に支えられて私は服部市長が登場されたというふうに理解をしておりますが、その後も市役所は市民のために役立つところにしていくということを、この間かなり長期にわたって述べられてまいりましたし、さらに弥富の福祉は後退させないということも機会あるごとに発言もされてまいりましたが、最近の市長の姿を見てみますと、例えば十四山の保育所のバスの問題にしましても、既に行政で決めたことだからということで、保育所の入り口だとかバスに、廃止を決定しましたという看板を出されております。ところが、保育所を利用して保護者に対する説明だとか、そういう理解を求めるということじゃなくて、既に行政として決定をしたということから出発される。これはかつて合併のときに住民監査請求を市民が起こされたときに、弥富の庁舎だとか公共施設の全てのところに庁舎内での署名運動を禁

止すると。法律でそうっておりますから、いかんと。それは確かに不特定多数の人たちを相手にして署名をとるとか、そういうことは私はやはり許されるものではないと思いますが、当然選挙活動なんかもそうでございますが、通常の知り合いの人たちに会ったときに、そういうことを依頼したりしてやるということについて言えば、これはやはり許される範囲のものだと思うんですね。行政の側がそういう市民のさまざまな意見、そういうものに対して述べている。しかも、それが行政の意向とは違う意見を述べておるときに、どう対応するかということが、私はやはり行政が市民から信頼されるかどうかの根源にかかわってくる問題ではないかというふうに、この間の服部市政の登場や、最近のお姿を見ていると非常にここは弥富市が、本当に市民と行政が力を合わせてやっていく、いろんな意見を、時間をかけて解きほぐして一緒にやっていく。特に、今の時代は市長がよく言われますが、税収が右肩上がりだとか、そういうことは期待できない時代でありますので、みんながいろいろ苦労しながらやらなきゃいかん。こういう時代の市政の担当者、トップとして、私はやはりきちんと市民に説明をする。そして、その上でいろんな、例えば今の保育所のバスの問題が、何十年と続けてきたことを廃止するわけありますから、これは保育所を廃止するとか庁舎を動かすというような問題の場合は、議会の3分の2以上の議決がなければできないとかということもありますが、少なくともそういう問題、必ずしもイコールではないんですが、やはり市民の利便性を損なうようなことがある場合には、やはり当事者に説明をして、ちゃんと意見も聞いて、市の考えもきちんと述べて皆さんの理解を得ていただくと。こういう努力をきちんとするんじゃなくて、行政が、さっきも言ったように、庁舎内での署名は、公共施設での署名は禁止するというような、威圧するような、今回のそれも私は市民の目から見ると仮に市側が廃止するという意向に賛成している人の中からも、やり過ぎではないかという意見も出ておりますので、やはりもっともっと説明責任を果たしていく。そして、多くの市民のさまざまな意見を取り上げていくということについて、もっと正面から取り組んでいただきたいと思います。市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員のほうからいろいろと御意見をいただき、真摯に私も受けとめさせていただき、今後の行政の中に生かしていくということを強く思っているわけでございます。かねて、私は市民との共同という形の中で行政はあるべきだという形の中で、市民の声には自分からもみずから積極的に耳を傾けてきているというつもりでございます。今後もその基本的な私の理念というの忘れないようにやっていきたいというふうに思っております。市役所につきましては、残念ながら訴訟という形になってしまいましたけれども、多くの市民の声といたしましても、早くあの3・11東日本大震災という形の教訓からしても、やはり市の司令塔としての市役所の役割は非常に大きいという形の中で、その機能を最大限発揮す

べきだということで、早期にやはり着手すべきであるということをとくさんの声としてうかがっておるわけでございます。そうした形の中で、私たちは2人の地権者の土地を利用させていただくことにおいて、一体的に利用することにおいて、さらに今後、将来にわたって機能性、あるいは機動性という形の中において、十分市役所としての機能が増すという形の中でお願いをしてきているわけでございます。そうした形の中で、議員各位の御理解をいただきながら今後も進めていきたいというふうに思っておるわけでございます。

いろいろと御質問ございましたけれども、バスの問題、あるいは福祉の問題等につきましては、これは弥富の福祉は後退させないという形の中で、その都度、その都度お答え申し上げていることでございます。御理解もいただきたいというふうに思っております。少子高齢化社会でございます。我々がしっかりと支えていかなきゃならない世代、あるいは子供たちに対してどのような弥富で育っていただきたいかということを常に関係団体、あるいは関係所管と力を合わせてやっていきたいというふうに思っております。バスの問題につきましては、合併して10年になるわけでございます。そして、そういうような節目の中において、不公平感がないような形でこれもやっていくべきだろうという形の中で、事前をお願いをしているわけでございます。御理解をいただきながら進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 最後にしますが、私は行政がいろんなことを進めていく場合、出る状態が健全な状態だと思うんですね。何もかも、時の首長や議会が言っておることを市民が支持する、あるいはそのとおりだというようなことは、今日の時代、なかなか考えられないことでありまして、そういう異論が出たときに、やはり正面から当事者と向き合っていく。特に保育所の問題なんかもそうでございますが、きちんと利用者や保護者に説明をして、御理解いただくという努力を抜きにして、行政の方針として決めて、こういうふうにしましたというような対応というのは、やはり行政が善意であるかもしれませんが、やるということは、すごい異論を持っている人たち、少数意見を持っている人たち、あるいは実際にその恩恵にあずかっている人たちにとっては、すごい圧力になりますので、やはりここは行政権限を持っている側が本当にきちんと説明する、皆さんの意見をよく聞いて、最終的に決定していく。それから、今の庁舎の問題のような大きな問題が出たときには、そこはやはり本当にしっかりと議論をする。そして、対応していくということを強く求めて、今後の対応に当たられることを要請いたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第48号から議案第50号までの3件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第50号までの3件は、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しました。これをもって平成25年第1回弥富市議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 小坂井 実